

岸和田市告示第220号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに岸和田市長に意見書を提出する事ができる。

令和8年7月3日

岸和田市長 佐野 英利

1 届出の概要

(1) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）岸和田市箕土路町三丁目9番7号

（変更後）岸和田市箕土路町一丁目10番46号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲオ岸和田店

岸和田市荒木町二丁目20番15号

(3) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

田淵商事株式会社

岸和田市箕土路町一丁目10番46号

代表取締役 田淵 正祐

2 届出年月日

令和8年6月15日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

告示の日から4月間（当該期間から岸和田市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。）における午前9時から午後5時30分まで

(2) 縦覧の場所

ア インターネットの利用による縦覧

岸和田市の大規模小売店舗立地法に係るホームページ

(<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-daitentodokede.html>)

イ 書面による縦覧

岸和田市岸城町7番1号 岸和田市魅力創造部産業政策課

4 意見書の提出先

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 岸和田市役所別館4階
岸和田市魅力創造部産業政策課
電話 072(423)9485